



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 1 1 5 号 令和元年 1 1 月 7 日発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 8 5	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 8 6	公共測量を終了した旨の通知があった件	同

### 【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6 6	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
6 7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
6 8	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
6 9	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	
7 0	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があった件	

徳島県告示第四百八十五号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（三級・四級基準点測量）	阿南市羽ノ浦町及び上大野町地内	令和元年九月二十七日から令和二年三月十九日まで

徳島県告示第四百八十六号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和元年徳島県告示第七十四号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年十月十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和元年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
近藤祐司後援会	近藤祐司	武田修典	板野郡藍住町奥野字原一〇二二	令和元年八月十三日
宮本けいこ後援会	滝 千春	木内孝明	板野郡藍住町東中富字東傍示一〇九番地一	令和元年八月二十三日
阿南を変える市民の会	門田久則	西浦真弓	阿南市富岡町あ石二七・四	令和元年八月二十六日
かみなが芳夫後援会	紙永芳夫	森 隆幸	板野郡藍住町笠木字中野一二〇	令和元年九月二日
わたなべ友子後援会	宮崎生大	近藤敏尚	阿南市長生町宮内九	令和元年九月六日
竹内君彦後援会	竹内君彦	竹内満子	板野郡藍住町奥野字山畑四七・一〇	令和元年九月十一日
とよむらてるよしとク リーンな新しい板野を つくる会	豊村晃功	豊村啓輔	板野郡板野町那東字船城前一五番地一	令和元年九月十三日
			吉野川市鴨島町西麻植字大東三	令和元年

岡田すすむ後援会

岡田

晋

井上正史

四番地

九月十七日

徳島県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
川村洋樹と吉野川市民ネットワーク（川村洋樹後援会）	川村洋樹	会計責任者の氏名	川村美和子	川村陸人	平成三十一年一月一日
中西ひろかず後援会	藤田敏広	代表者の氏名	藤田敏広	東進	平成三十一年二月二十五日
かしはら賢二後援会	榎原賢二	主たる事務所の所在地	徳島市川内町旭野一六一	徳島市川内町旭野一六〇・五	平成三十一年二月二十五日
仁木博文後援会	仁木博文	主たる事務所の所在地	徳島市八万町大坪九六・一〇	阿南市宝田町川原一五・五	令和元年八月二十五日
平田まさひろ後援会	宮本敬	代表者の氏名	宮本敬	平田宇一	令和元年六月十四日
高麗裕之後援会	高麗裕之	会計責任者の氏名	高麗由佳	中川正幸	令和元年八月二十八日

宮内春雄後援会	岡佑樹後援会
宮内春雄	松村芳紀
氏名 会計責任者の	所在地 主たる事務所の
宮内春雄	九 徳島市明神町六丁目一〇・
中木一文	一山出ビル 徳島市仲之町三丁目三八・
九月二日	五月十二日
令和元年	令和元年

徳島県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月七日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党徳島県徳島市・名東郡第一支部	笠井国利	令和元年八月二十七日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
木下功後援会	国見武男	平成三十一年三月三十一日
仙谷由人後援会	齋藤義郎	令和元年六月一日
岩田啓希後援会	岩田啓希	令和元年八月二十三日
笠井国利後援会	坂東二三男	令和元年八月二十七日
佑翔会	岡佑樹	令和元年八月二十九日
千葉清春後援会	千葉清春	平成三十年十二月三十一日
宮内春雄後援会	宮内春雄	令和元年九月二日
久次米尚武後援会	桜井えつ	令和元年九月五日



城南

38

久

次

米

会

久

次

米

尚

武

令

和

元

年

九

月

五

日

徳島県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

仁木博文	資金管理団体の届出をした者の氏名	仁木博文後援会	資金管理団体の名称	異動事項	主たる事務所所在地	新	徳島市八万町大坪九六・一	旧	阿南市宝田町川原一五・五	異動年月日	令和元年八月二十五日
------	------------------	---------	-----------	------	-----------	---	--------------	---	--------------	-------	------------

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

久次米尚武	岡佑樹	資金管理団体の届出をした者の氏名
城南38久次米会	佑翔会	資金管理団体の名称
令和元年九月五日	令和元年八月二十九日	取消年月日